

協愛媛支部発第 190821-06 号
令和元年 8 月 2 1 日

愛媛県社会保険労務士会長 様

全国健康保険協会愛媛支部長



任意継続被保険者の資格取得に係る被保険者証の交付について

炎暑の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康保険事業に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、任意継続被保険者資格取得に係る被保険者証につきましては、日本年金機構から提供される情報により、資格喪失の事実を確認し交付しているところですが、今般、別紙 1 のとおり厚生労働省保険局保険課長通知が発出されたことを受け、事業主又は公的機関の証明印が押された書類（以下「証明書類」という）により資格喪失の事実を確認することができる場合は、被保険者証を交付することといたしました。

つきましては、ご多忙の折大変恐縮ですが任意継続資格取得に係る取扱いの変更について、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、証明書類の添付がない場合は、従来と同様に、日本年金機構から提供される情報により、資格喪失の事実を確認してから被保険者証の交付となることを申し添えます。

記

1. 現状からの変更点について

任意継続資格取得申出書に添付された証明書類により、資格喪失の事実を確認することができる場合は、日本年金機構から提供される資格喪失の情報を待たずに、任意継続被保険者証を交付します。（別紙 2 参照）

【証明書類】

退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、資格喪失届写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類

2. 変更時期について

令和元年10月1日協会処理分より

本協会システムの改修が必要になるため、10月からの取扱いといたします。



《お問い合わせ先》

全国健康保険協会愛媛支部 業務グループ
電話 089-947-2109

保保発0705第1号
令和元年7月5日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

任意継続被保険者に係る被保険者証の交付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

任意継続被保険者に係る被保険者証の交付につきましては、被保険者の届出から被保険者証の交付までに一定程度の期間を要しており、交付時期に関する問合せが多いことや総務省の行政苦情救済推進会議（平成31年3月6日開催）において議題として付議されたことを踏まえ、被保険者の利便性向上の観点から、下記のとおり整理しましたので、遺漏のないよう取り扱うようお願い申し上げます。

記

- 1 任意継続被保険者の資格取得については、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下単に「法」という。）第3条第4項において、適用事業所に使用されなくなったこと等により被保険者の資格を喪失した者が、保険者へ申し出ることにより資格を取得することとされている。
また、被保険者の資格の取得及び喪失については、法第39条第1項において、厚生労働大臣（日本年金機構）の確認によって効力を生じるとされているが、任意継続被保険者の資格の取得及び喪失については、事業主との関係がないので、事業主との関係において争いが生じることを防止することを目的としたこの規定が適用されないこととなっている。
したがって、任意継続被保険者の資格取得の申出があった場合には、資格喪失の事実を確認することができれば、法第51条の2の規定による厚生労働大臣（日本年金機構）から全国健康保険協会への被保険者の資格に関する情報の提供が行われる前であっても、被保険者証を交付して差し支えない。
- 2 資格喪失の事実については、事業主により退職した事実が証明された書類等（退職証明書、雇用保険被保険者離職票など）の写しを以て確認すること。
- 3 船員保険の疾病任意継続被保険者に係る被保険者証の交付についても同様に扱うこと。

以上

